

2012年10月 4日

広島大学理事（財務・総務担当）
平野 仁司 様

広島大学教職員組合
執行委員長 西田 恵哉

契約職員の「通勤手当」に関する要求書

貴職の日頃の奮闘と当組合活動へのご理解・ご協力に敬意を表します。

さて、標記につきまして、以下を要求します。

つきましては、2012年10月22日（月）までに文書で回答をお願いします。
宜しくお願い致します。

記

1. 契約職員の通勤手当について、月給または時間給に「込み」とする職種と「個別支給（込みでない）」とする職種がありますが、そのように区分する理由は何でしょうか？
2. 契約職員の通勤手当について、月給または時間給に「込み」とする場合、具体的にいくら
の金額（通勤手当額）を「込み」としてありますか？
職種ごとで当該金額が異なる場合は、職種ごとに明示して下さい。
3. 契約職員の通勤手当を月給または時間給に「込み」とする場合、通勤に係る実際費用は各人
ごとに異なっていますが、その対応関係の不合理性をどのように考えていますか？
なお、通勤手当が「通勤に要する費用を補助する目的」であったとしても、各人の通勤に係
る実際費用との関係では不合理性が生じることに違いはないと考えます。

以 上